

四日市市告示第 96 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 3月16日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	川島30号線	川島町字辻之前1871-5	5.4~5.5	9.4
		川島町字辻之前1871-7		
2	大矢知8号線	大字茂福字四五六甲223-7	6.0	93.3
		大矢知町字御幸林1345-1		
3	大矢知125号線	大矢知町字御幸林1353-6	6.0	29.8
		大字茂福字四五六甲223-26		
4	河原田69号線	河原田町字里岸302-7	5.0~7.6	30.3
		河原田町字里岸302-5		